

平成21年9月策定

新型インフルエンザ発生時における  
消防団業務継続計画

聖籠町消防団

## 1 基本的な考え方

消防の任務は、住民の生命・身体及び財産を火災から保護するとともに災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、新型インフルエンザ発生時においても、安寧秩序を保持し、社会公共福祉の増進に資することが求められる。

本計画は業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ発生時における必要な消防業務の遂行の確保を図ることを目的とする。

また、業務継続の方針は聖籠町並びに新発田地域広域事務組合等関係機関と緊密に連携し、災害出動を維持する一方で予防業務等を縮小することなどにより必要な人員体制の確保を行うこととする。

## 2 業務継続の基本方針

消防団は、新型インフルエンザ発生時において次に掲げる基本方針に基づいて業務継続を図る。

### 団員の感染防止対策の徹底

団員が感染しないよう感染防止対策を徹底する。

### 各種災害対応実施体制の維持

新型インフルエンザの発生時においても、火災等各種災害は発生し、人命等緊急の対応が必要なことから、その実施体制の維持を図る。

### 新型インフルエンザの流行状況に応じた業務体制の縮小・停止

各種災害対応の優先業務以外の業務については、流行状況に応じて縮小・停止する。

### 新型インフルエンザ流行を念頭に置いた業務・人員体制の検討

家族の感染等により、人員の不足が想定されることから、優先業務の継続を図る。

## 3 優先継続業務の選定

業務継続の方針を踏まえ、優先継続業務選定基準を以下のとおりとし、優先すべき業務を選定し、業務の継続を確保する。

< 業務の優先度 >

優先度	業 務
高 い	火災、水害、地震その他の災害発生に関して行う消火、救助、災害防御活動
	行方不明者捜索活動
	武力攻撃事態等における国民の保護のための避難誘導等の活動
低 い	消防団各種事業及び訓練
	予防広報、地域住民との協力活動等

#### 4 新型インフルエンザ発生時の活動

新型インフルエンザ発生時の活動は、次のとおりとする。

発生段階	消火、救助、災害防除、行方不明者捜索等の活動 武力攻撃事態等における国民保護	消防団各種事業及び訓練 予防広報、地域住民との協力活動等
<b>【第一段階】海外発生期</b> 海外で新型インフルエンザが発生した状態 フェーズ（4A，5A，6A）	通常どおり活動する。	通常どおり活動する。
<b>【第二段階】国内発生早期</b> 国内で新型インフルエンザが発生した状態 フェーズ（4B）		業務を縮小する。 地域発生の場合は基本的に業務を停止する。
<b>【第三段階】感染拡大期・まん延期・回復期</b> 国内で、患者の接触暦が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 フェーズ（5B，6B）		基本的に業務を停止する。
<b>【第四段階】小康期</b> 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 フェーズ（6B）後		縮小・停止していた業務について、地域の感染動向を踏まえつつ、再開しても差し支えない時期について検討する。

## 5 新型インフルエンザ発生時の体制確保

### (1) 関係機関との連携

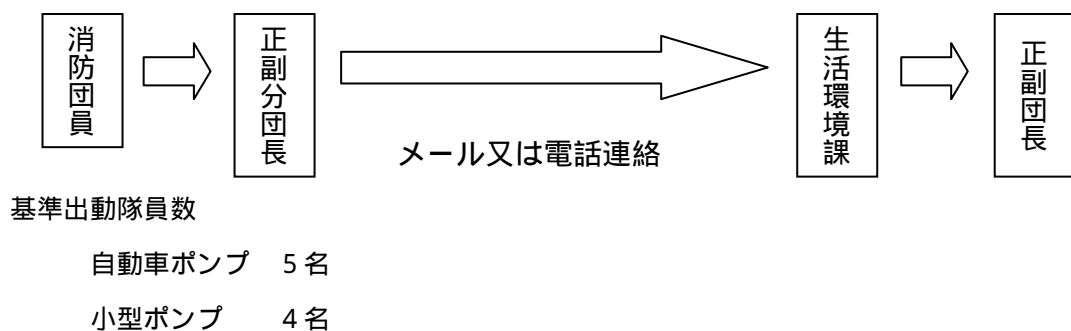
新型インフルエンザの発生に関する最新の状況やわが国として対応等についての情報収集と団員への周知、感染防止策の団員への普及、新型インフルエンザ発生時における実際の活動については、町部局及び消防本部と連携をする。

### (2) 団員の確保

新型インフルエンザ発生時に優先すべき業務を継続できるよう、出勤可能な最新の人員数を把握するため、出勤できない状況が生じた団員は、所属の正副分団長に随時連絡する。

正副分団長は、所属各班ごとに基準出勤隊員数を維持できなくなった場合は、直ちに聖籠町生活環境課に連絡する。

生活環境課は、直ちに正副団長に連絡を取るとともに、他分団との協力体制等を検討し、出勤体制の維持に努める。



### (3) 出勤を免除する団員

本人・家族が感染し、または感染した疑いがある場合

職種により、新型インフルエンザ発生時には、消防団活動よりも優先的に当該職業の業務継続が必要な場合

### (4) 団員の感染防止策

新型インフルエンザ発生時において、消防団員が日常生活等における感染防止ができるよう、感染防止策について団員に周知する。

咳エチケット、うがい、手洗いの励行

不要不急の外出を控える。

出勤後のうがい、手洗いの励行と対策の検討

## 6 団員への教育

新型インフルエンザ発生時においても、消防団は災害出動等の業務を継続する必要があるため、優先業務の選定や感染防止策の徹底、日常従事する業務との調整など、普段とは異なる対応を検討する。

このため、新型インフルエンザに関する知識や業務継続計画の内容について、団幹部をはじめ団員一人ひとりに周知徹底を図る。

## 7 その他

この計画は、新型インフルエンザに関する情報や国等の対策の状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

### 【参考】

#### 新型インフルエンザ発生段階（フェーズの考え方）

フェーズ	状 況
3 A	国外において、鳥 ヒト感染が認められた
3 B	国内において、鳥 ヒト感染が認められた
4 A	国外において、ヒト-ヒト感染（小規模）が認められた
4 B	国内において、ヒト-ヒト感染（小規模）が認められた
5 A	国外において、ヒト-ヒト感染（中規模，複数）が認められた
5 B	国内において、ヒト-ヒト感染（中規模，複数）が認められた
6 A	国外において、感染が拡大した
6 B	国内において、感染が拡大した（パンデミック期）
6 B （小康状態）	国内において、大流行の波が一旦収束しているが、第2波，第3波が到来する可能性がある状態。